

製造業における女性活躍動画制作委託業務 仕様書

1 委託業務名

製造業における女性活躍動画制作委託業務

2 目的

県内の製造業でいきいきと働く女性の仕事風景や就労環境等を紹介する動画を制作して女性求職者に広く公開することにより、県内の製造業で働く魅力を効果的に情報発信する。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務の概要

(1) 動画制作（撮影・編集）

- ・県内の製造業で働く女性や、女性が活躍している企業を取材し、女性が活躍している様子が分かる仕事風景、1日のスケジュール等ワークライフバランスが分かる動画を撮影すること。
- ・動画内容についてはその都度県と情報を共有すること。

(2) 広告配信

- ・制作した上記の動画をターゲットとするユーザーに見てもらうために、動画広告を実施すること。

5 業務の内容

(1) 動画制作（撮影・編集）

① 内容

- ・動画は「2 目的」を踏まえ、メッセージ性を意識し企画制作するものとする。
- ・県内の製造業でいきいきと働く女性や企業を取材し、製造業で働く女性の仕事風景、女性就業促進に向けた取組や福利厚生等を撮影すること。
- ・リポーター等の使用は提案内容の構成や演出等により任意とする。
- ・ナレーション、テロップ等を加えて動画を制作する。
- ・取材先は県が選定した企業とする。
- ・動画内容についてはその都度県と情報を共有すること。

② 仕様

- ・1本あたり再生時間4分程度の動画を2本、1本あたり再生時間15秒のショー

ト動画（広告用）2本 計4本（2社分）制作。

③ 制作にあたって

- いずれの動画も、女性が製造業で働く魅力や、女性が働きやすい環境を具体的に伝えること。
（例：働くきっかけや実際に働いてみて感じた魅力（ものづくりの楽しさややりがい）、女性に配慮した勤務時間（時短勤務制度を取り入れている等）や福利厚生設備）
- 働いている女性のワークライフバランスが分かる動画にすること。
- 求職女性の抱える悩みや不安解消の手助けとなるよう、働いている女性が感じた「働いてみてよかったこと（例：機械化等による負担軽減が図られている、周囲の気遣いがある等）」を動画のなかに組み込むこと。
- 取材にあたっては、取材先（女性が就労している企業や出演者等）に事前に事業趣旨の説明を行い、日程調整や出演依頼のうえ、取材許可を得ること。
- 撮影した動画について、取材企業や出演者の秘密事項が入っていないか公開前に取材先と十分確認すること。

（2）動画の公開・閲覧促進

- 制作した動画は、県公式YouTube、Facebook、Twitter等のSNSや県ホームページを活用して発信することを前提とする。
- メインターゲットとなる女性求職者のYouTube上での動画閲覧を促進するため、広告費70万円以上で効果的な広告を提案・実施すること。（広告費は委託料に含む）ただし、動画閲覧促進方法については県が最終決定することとし、変更を伴うことがある。
- 広告期間は公開後1ヶ月とすること。
- SNS等に掲載する動画のタイトル・キャッチフレーズ・紹介文等は、本委託業務受託者が作成すること。
- 発信内容や方法についてはその都度県と情報を共有すること。

（動画広告配信における補足説明）

① ターゲットの考え方（大分県初期仮説）

- 本業務におけるターゲットの考え方は下記表に示すとおりとする。

地域	大分県
性別	女性
年代	概ね20～40歳
興味関心	・再就職を目指している求職女性。 ・事務職等製造業以外での就職を希望している人。

② ターゲットに起こしてもらいたい行動変容

- ・本業務において、ターゲットに起こしてもらいたい行動変容は下記表に示すとおりとする。

行動変容	・大分県内の製造業での就職に興味を持ってもらいたい。
------	----------------------------

③ ターゲット見直しの提案

- ・ターゲットに対して広告を配信した結果、想定とは異なるエリア、年齢等をターゲットとすることが本業務の目的を達成するためにより効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに県に対して助言及び提案を行い、ターゲットの見直しについて協議するものとする。

(3) 目標の設定

- ・本業務の目的を達成するうえで、目標（目標項目、目標値（仮説））と目標達成状況の把握方法（計測手法等）を具体的に設定し、その内容を提案書に記載すること。
- ・設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

(4) 受託者による広告運用計画の作成

- ・「広告運用計画」を作成し、契約締結後速やかに県に提出し、説明のうえ、承認を得ること。

6 成果物及び著作権等

(1) 業務完了後、以下の書類等を提出すること。

- ①制作した全ての動画を MP4 形式で記録した電子媒体（DVD を原則とする。） 1 部
- ②制作した全ての動画を DVD プレーヤーで再生可能な形式で記録した DVD 1 部
- ③動画の公開・閲覧促進の内容、結果が分かる実施報告書 1 部

(2) 本業務により作成し、県に提出した成果物の所有権及び著作権は県に帰属するものとし、委託者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。

(3) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

(4) 制作した動画等の利用回数及び期間について、制限を設けないこと。出演者、協力者等の肖像権、及び音楽の著作権等に関わる調整を行い、配信しようとする

媒体や県のホームページやYouTube等の媒体で配信することの同意を得るとともに、かかる経費については必要に応じて委託料の範囲内で対応すること。

7 その他業務実施上の条件

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(2) 業務の再委託

受託者は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面により県の承認を得たときはこの限りでない。なお、「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。

(3) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。

(4) その他、本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議のうえ決定すること。

(5) 広告運用に利用する各媒体の規約、プライバシーポリシーを遵守すること。

(6) 事業実施により取得したデータと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。